

令和7年度 国民健康保険税率について

1. 国民健康保険財政のしくみ

- ・平成30年度より県は国保財政運営の責任主体となり、市町村ごとの「国保事業費納付金」の決定、「標準保険税率」の提示、保険給付に必要な費用を各市町村に対して全額支払う等、国保財政運営の中心的な役割を担うこととなりました。
- ・「国保事業費納付金」は、県全体で必要な医療費や事業費を推計し、公費収入を差し引いた額を基に、県が市町村ごとの納付金を決定します。
- ・市町村は「国保事業費納付金」を納付するため、その主な財源となる国保税について、県から提示された「標準保険税率」を参考に保険税率を決定します。

2. 宮代町国民健康保険の現状

- ・被保険者数（年度末）
R5 4,411世帯、6,343人（前年度比 △335人）
（R5 70歳以上の加入率 30.4%）
- ・被保険者1人当りの保険税額（調定額ベース）
R5 99,232円
- ・被保険者1人当りの療養諸費
R5 312,567円（前年度比 +6.1%）
- ・国民健康保険税の収納率（現年度課税分）
R5 95.1%（前年同月比 △0.4ポイント）

3. 保険税率改定に伴い考慮すべき点

- ①団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大による影響等に伴い、国保加入者の減少傾向が続いており、また、保険者負担割合の多い70歳以上の被保険者の占める割合は依然として高い状況にあります。
- ②1人当たり医療費については、医療の高度化等の影響により年々増加しており、今後もその傾向は続くことが見込まれます。
- ③埼玉県では、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税となる保険税水準の統一を目指しており、「第3期埼玉県国保運営方針（R6～R11）」において、令和9年度での県内の保険税水準の準統一が明記されています。このことから、本町においても令和9年度の準統一に向けて、税率を改定していく必要があります。
- ④県標準保険税率は、医療費の動向等を踏まえ毎年変動し、令和6年度については、1人あたり医療費や後期高齢者支援金等の増などにより、納付金が大幅に増加することから、令和6年度県算定による標準保険税率も大きく上昇しており、現行の町保険税率との間に大きな差が生じています。

⑤埼玉県の方針に合わせて令和8年度までに赤字を解消できるようにするためには、県から示された標準保険税率を参考に税率を改正していく必要があります。

4. 県標準保険税率と町現行保険税率との比較

R 6	町保険税率		県標準保険税率	
	所得割	均等割	所得割	均等割
医療分	6.98%	32,000円	7.64%	45,313円
後期支援分	2.09%	11,400円	2.84%	16,402円
介護分	2.10%	14,600円	2.33%	16,505円

5. 令和7年度国民健康保険税率（案）

令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、保険税率を改定するにあたっては、1人当たりの県標準保険税額と町現行保険税額との乖離や今後も増加が見込まれる医療費の動向を踏まえると、県標準保険税額に近い水準への引き上げが望ましいと考えます。しかしながら、被保険者の経済的負担の軽減を図るため、県標準保険税率を参考に段階的に保険税率の改定を進めるものとします。なお、不足する分については一般会計からの繰入金（法定外繰入金）を充てるものとします。

令和8年度以降についても、県標準保険税率を参考にしながら、税率改定を実施していきますが、主な支出項目となる医療費の適正化（削減）対策として、第3期データヘルス計画に基づく、特定健康診査や特定保健指導の実施対策等に引き続き取り組んでいくものです。

6. その他

- ①保険税率改定にかかる国民健康保険税条例の改正について、12月議会に提出予定。
- ②今後、年度末に国において、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布された場合は、国民健康保険税条例の改正を専決処分を実施。
 - ・国民健康保険税賦課限度額の引き上げ
 - ・国民健康保険税軽減判定所得の見直し（5・2割軽減判定等）